縣民の友

發行所 和歌山市小松原通一丁目 和歌山県企畫廣報課
編集印刷發行人 山本正三
印刷所 和歌山県印刷所
旬刊1日・11日・21日發行
定価一部2円50錢

人権宣言記念日 十二月十日

人権はみんな持つてる忘れてる
人権を守つて明るい新日本
自由と人権みんなで守れ

11月定例県議会開く

追加予算 四億九千余万円
県税の増收を期待、積極的な考えで編成に当ると知事説明

十一月定例県議会は十二月二十四日午前十時半に開会され、四億九千二百二十一万四千二百円にのぼる一般会計追加予算案をはじめ、県営球場管理条例案、県税条例の一部を改正する条例案など十八議案を一括上程し、小野知事は二十分にわたつて次のような議案説明をおこなつた。

なお、議会は二十七日まで議案審査のために休会、二十八日に再会して、本月三日までの予定で各議案を審議中である。

本日十一月定例県議会を招集いたし、何かと御多端の皆様方の御参集いただき、諸案件の御審議を願えますことは、県政のため誠に御同慶にたえない処であります。

今回提出いたしました議案は、昭和二十六年度追加更正予算、条例の設定並びに改正、その他でございます。以下簡単にその概要を御説明申し上げます。

先ず追加予算でございますが、当初予算はともかくとして、その後の追加につきましては、財源の見とおしが確実でなかつたために止むを得ず消極的な予算を編成して参りましたが、今回税収入が相当増收を期待されますし、平衡交付金についても少額ながら増額を予期せられますので、この機会に本年度に当然考えなければならぬ事業に関しまして、相当積極的な考えをもつて、その編成に当つたつもりでございます。

ベースアップは概算を計上 年末手当 土木災害復旧費一億円

その内容の主なものを申上げますと、先ず給与ベースの改訂、並びに年末手当についてでございますが、国家公務員の給与の改訂は目下国会で法案を審議中で、只今のところ決定しておりません。従つて県費支弁職員のベース改訂、並びに年末手当の〇・八ケ月分の支給も決定し得ませんが、とりあえずこれ等の概算を計上いたしました。又議員諸君、その他各種委員の費用弁償報酬等につきましても、この際別途提出の条例案の通り改正したいと存じまして、所要の経費を計上したのでございます。

土木関係についてその主なものを申上げますと、ルース台風その他の本年度災害復旧費として一億七百余万円、過年度災害復旧費として二千万円、危険橋梁の応急修繕並びに道路新設改良及び舗装に要する経費として一千三百万円、又和歌山田辺間の電話線を電通省が地下ケーブル線とすることとなり、この工事施行に伴う路面復旧費として九百五十万円を計上いたしました。

定時制高校へ暖房 県立学校の教員に研究費

次に教育関係について申上げますと、先ず教育関係職員の給与ベース改訂、並びに年末手当につきましては、さきに申上げました給与改訂の要領による所要概算額を追加計上したのでございますが、教員の研究費につきましては、県立学校の教員に対して一人当平均月五百円を支給することと致しまして、この所要額二百七十万円を計上いたしました。次に高等学校校舎の整備のため、新宮、箕島、大成の各高等学校の特別教室の増設費等九百四十万円、橋本高等学校の寄宿舎整備費約百万円、及びルース台風による災害復旧費六百六十万円等を計上いたしました。又寒さに向う折柄、定時制高等学校の夜間勉学に対し、せめてもの贈り物として暖房設備をなす経費と停電時に対応する所要経費を二百五十万円計上いたした次第でございます。

社会及び労働施設関係につきましては、過般のルース台風による災害復旧費として一百九十万円、海外引揚者援護費として二百七十万円、国民健康保険直営診療施設補助及び国保団体連合会補助として三百拾万円、失業対策事業の一環としての県営野球場整備費百二十万円、その他さきの議会で決議されました少年保護条例施行に伴う経費若干を計上いたしました。

生活保護費の減額は、国庫補助の減額によるものでございます。

結核対策に「ストレプトマイシン」を確保

次に保健衛生費について申上げますと、新宮の保健所は国の保健所整備計画に基いてB級の保健所に昇格いたしたいと存じまして九百五十万円整備しようとするものであります。また結核の特効薬といわれます「ストレプトマイシン」は、御承知の通り大変入手困難な薬品でございますが、今回国からの割当がありましたので、県が一括購入してこれを確保し、関係業者に売渡す資金として約一千万円を計上し、もつて結核治療対策の一助にいたしたいと存じます。又精神病院整備費として、二百拾万円を計上いたしました。

供米 議場を通じて協力をお願い
産業経済費は8.853万円

産業経済関係について申上げます。先ず米の供出につきましては過般の知事会議の状況は既に新聞等で御承知の通り米の自由販売等の問題ともからみ合いまして供出意欲に動揺を来したことは、否み得ないのでありますが、政府の方針が確定いたしました今日、米の移入県である本県といたしましては、是が非でも供出量はこれを確保しなければならぬと思います。今回その一助として米の供出奨励のための経費百八十余万円を計上いたしましたので、この機会に議場を通じまして、農家の方々に絶大なる御理解と御協力をお願いする次第でございます。

又紀州みかんの本場として、その質、量ともに他の追随を許さなかつた本県柑橘の現況は、戦時中の作付転換や荒廃のため、生産量は他府県に圧せられている実情にかんがみ、この際柑橘その他の果樹の増産をはかりたいと存じまして、苗の購入費に対する補助約百六拾万円を計上いたしました。その他農業関係では山村対策の一環として、養蚕奨励のため桑園拡張に対する苗木購入補助金として百二十万円、農事試験場の講習所教室整備費九十五万円をお願いいたしております。

又耕作関係につきましては、本年度災害で緊急に復旧を要する事業に対する事務費六百万円を計上し、土地改良事業費につきましては議員各位の強い要望もございましたので四百六十万円を追加計上することといたしました。その他は御坊地区用水工事二百万円等でございます。

林業関係につきましては約五千六百余万円を計上いたしておりますが、その主な内容は奥地林道開設奨励費約四千万円、農作物被害防除のため有害鳥獣駆除奨励等の経費約三百五十万円、奥地資源開発と奥地不採算林の採算化を図るための農林漁業資金による長期融資をもつて開発する林産物搬出施設開設促進費約五百万円、二十六年度災害で早急に復旧を必要とする荒廃林地復旧費として六百三十万円、その他改正森林法施行により実施しなければならないものや講和記念学校植林等に若干の経費を計上いたしたのであります。

次に**水産関係**につきましては、将来焚入網漁業の電化装置取替えのための補助金百万円を計上し、又串本漁港修築費の追加額五百万円を計上したのでございます。

商工関係につきましては工業試験場において、本県輸出産業の首位を占めている織物なかんずく染色関係の試験研究に必要な機械器具の整備拡充をはかりたいと存じまして百余万円、その他無点燈地域の解消費、電力対策費等若干の経費を計上いたしました。

次に**財産費**におきましては、日高地方事務所の増改築費として約二百万円を計上いたしました外、ルース台風等による県有建物災害復旧費百八十余万円を計上いたしました。

諸支出金におきましては特別会計への繰越金で約一千万円、統計調査費におきまして若干を計上しております。

以上一般会計歳出予算の概要について申上げたのでございますがこの追加総額は四億九千二百二十一万四千二百円となつています。これが財源といたしましては、国庫支出金一億三千百十余万円、県債三千八百万円、手数料寄附金等特定收入三千四百余万円を見込み得ますので、これらを差引いた二億八千八百二十余万円につきましては、法人事業税等の県税の増收見込額において約一億八千七百余万円、繰越金において二百三十余万円、平衡交付金において九千八百六十万円を見込んでおります。

特別会計は主に醫大経費

次に特別会計について申上げます。その主なものは医科大学の経費でございまして、一千六百六十余万円となつております。これは病院の外科手術室等の整備費約三百万円、附属病院の薬品代等六百五十万円、職員の給与改訂費及び教員の研究費等で、これらの才入は一般会計からの繰入金一千余万円、附属病院使用料六百万円、繰越金五十八万円を以つて充ててございます。次に条例について、その概要を申上げます。

罹災者の県税減免 その他九条例案を上程

先ず和歌山県税条例の一部を改正する条例について申上げます。さきのルース台風による被害者の納付すべき昭和二十六年度分の県税につきましては、とりあえず徴收猶予の措置を講ずるとともに、減免処置をお願いいたすべく、目下被害者の実情を調査して資料をとりまとめ中でございますが、大災その他の災害で被害を受けた場合に、特に県税の減免を必要とするものにつきましては、速かにその減免措置を講ずることが必要であり、且つ望ましいことであると考えられますので、今回現行の県税条例の一部を改正しまして、災害発生のつど、その減免について議会の議決をお願いいたします代りに、これについてあらかじめ一定範囲の減免基準を設け、その範囲内において知事が迅速に減免措置を講じて参りたいと、かように存ずる次第でございます。

次は和歌山県営野球場の設置及び管理条例でございますが、県営野球場の建設工事は順調に進捗いたしており、使用が可能と存ぜられますので、地方自治法の規定に基きましてその設置及び管理について一般的な事項を規定するため、本条例案を提出いたしたのでございます。

又和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、本年度建築の公営住宅使用料及び県営野球場の設置に伴う使用料を新たに規定するとともに、高等学校、医科大学及び理科短期大学の入学者審査手数料及び入学金を若干引上げるために所要の改訂を加え、更に各種衛生試験手数料及び細菌検査手数料の一部料金を引上げるため、規程の整備をなすためにそれぞれ所要の改正をなしたのでございまして、その他は法令の改正に伴つて船鑑札事務手数料、及び船舶測度手数料規定を削除しようとするものでございます。

次に和歌山県収用委員会の委員の報酬及び費用弁償支給条例、土地収用法第六十五条の規定による鑑定人又は参考人の手当及び旅費支給条例、准看護婦試験委員条例、地方事務所の設置並びにその名称位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例、及び県費支弁内国旅費支給条例の一部を改正する条例は、概ね法令の制定又は改正によるもの、又は事務的な理由によつて制定又は改正しようとするものでございます。

端場村・応其両村の合併提案

最後にその他の議案について簡単に申上げます。

伊都郡端場村を廃止して、その区域を応其村に合併する件は、地元の要望もございますし、時節柄最も適当と思われますので提案いたしました。（中略）

以上簡単でございますが、提出議案の説明を終ります。

供米 郡市別割当決定

本県の昭和二十六年産米の郡市別割当数量は、十一月二十五、六日の県農業委員会で決定し、二十六日に開かれた市長地方事務所長会議の席上で、それぞれの地区へ指示しました。

各郡市の割当量は和歌山九九九〇石、新宮五四〇石、海南五三〇石、田辺一一九〇石、海草二八八二〇石、那賀三九九八〇石、伊都八九七〇石、有田六八八〇石、日高二二三五〇石、西牟婁三三九〇石、東牟婁五六〇石となつており内訳は別表の通りですが、この割当は農林省統計調査事務所の調査数量を基礎として、県や県農業委員の検見検査、郡市報告の生産数量その他の資料を充分に検討参酌の上、公正に郡市別の生産数量を算出し、農家保有数量（飯用と種子用）を差し引いたものであります。

この数量に基いて、町村農業委員の代表が地方事務所に集つて町村別割当を決定し、更に市町村長は十二月十五日までに生産者別の割当を公表することになつています。供米の完了期限は来年の一月三十一日です。

種別	生産量	保有量	政府買入数量
和歌山	三、七九二	三、八〇二	九、九九〇
新宮	三、四四五	三、一〇五	五四〇
海南	三、一五七	二、六二七	五三〇
田辺	七、九八七	六、七九七	一、一九〇
海草	九二、三三七	六三、五一七	二八、八二〇
那賀	一二〇、五六〇	七〇、五八〇	三九、九八〇
伊都	五六、二八四	四七、三一四	八、九七〇
有田	五四、一九五	四七、三一五	六、八八〇
日高	八五、九九五	六三、六四五	二二、三五〇
西牟婁	四三、二〇五	三八、八二五	三、三九〇
東牟婁	一八、〇九八	一七、五三八	五六〇
合計	五〇七、〇五五	三八四、〇五五	一二三、〇〇〇

月刊わか山12月号ができました

県政の方向を知るのに大へんためになると好評の月刊わか山を是非一戸に一冊をお備え下さい

●内容
○知事を囲んで農村振興座談会
○国体問題あれこれ話
○生活改善の村
○行政整理と給与改善
○小説 いわな
○衛生読本
○郷土産業のホープ黒江漆器の巻
○観光和歌山の夢
○紀北紀南（紀見村と三栖村の巻）
○魚の話 あれこれ
○第一線に活躍する郷土人（楠山義太郎氏の巻）
○農家のしおり
○随筆 三題
○グラビヤ 四頁
○その他有益な記事満載！

●申込受付中
購読希望の方は県庁内和歌山県広報協会又は最寄りの地方事務所総務課へお申込み下さい
定価は 一部 三十円

和歌山県広報協会

歳末貯蓄運動

12月1日～31日

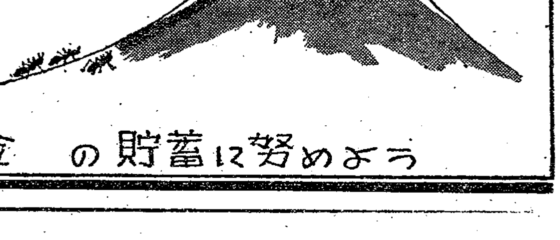

供米代金
歳末不動資金 の貯蓄に努めよう

職業安定法及び失業保険法制定四周年記念に際して

和歌山県知事　小野眞次

十一月一日から十日間、職業安定法及び失業保険法制定四周年記念「雇用調整促進旬間」が設けられましたが、この機会に、職業の安定に関し、所懐の一端を申述べたいと存じます。

ご承知のように、戦時中の職業行政は、一言にして申上げますと労務の動員配置を目的として行われたのであります。しかし、職業行政本来の目的は国民に対して奉仕することにあり、特に基本的人権を尊重する新憲法の精神に則り、新しく法律が制定せられるに至り、職業行政は本然の姿をとりもどしたのであります。即ち職業安定機関は憲法第二十二条の職業選択の自由の趣旨を尊重しつゝ各人の有する能力に適当な職業に就く機会を与えることにより産業に必要な労働力を充足し、もつて、職業の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することを目的として発足したのであります。

これを国際的にみますと、雇用と失業、並びにこれに伴う社会保障に関する総ての国際条約や勧告を受入れた最高水準をゆく進歩的な制度であり、現にアジア地域においては、類例をみない程最も完備し、充実した模範的立法であり近くは、日本公共職業安定協会の代表者がアメリカで開催せられた国際公共職業安定協会にオブザーバーとして出席をしたのであります。このように職業安定事業は、常に国際的視野と協力とが必要であり、将来わが国が国際社会に復帰した時には国際的関連の下に行うことになるのはいうまでもありません。その後失業情勢に即応して、失業者の吸収作用を機動的に実施するため、緊急失業対策法が制定せられ、今や職業安定行政はこれら三法の趣旨を体して、働く人々に対する職業サービスと事業主に対する雇用サービスとに万全を期して、一段の業務運営の高度化と職員の資質向上を図るべく、活溌な活動を展開しているのであります。

しかしながら、戦後の困難な産業経済の下において、国民の職業安定を期することは容易なことではないのでありまして、関係機関はよくその障害を克服して、たくましい前進を続けているのであります。即ち適性検査や全産業にわたる職務分析の結果を利用して、求職者に対しては、その能力に適合する労務配置を期する一方、雇用主に対しては、その求人条件に最も適合する人を選抜紹介する科学的、合理的、効率的な職業安定方式を確立しつゝあります。

この姿と、これに連なる施策の一端を申述べてみたいと存じます七ケ所一出張所一分室の公共職業安定所の窓口で取扱つた最近の常用及び臨時の求人、求職の状況をみますと、求職者は約七、〇〇〇名、就職者は八月で九〇〇名、九月で一、一〇〇名、十月で一、七〇〇名で、就職できなかつた者が非常に多いことを知ることでしよう。常用及び臨時への就職において、このように窮屈である以上、自然に日雇的な仕事への就職に流れることになるのでありまして、その数は約三、〇〇〇名で、公共事業や民間事業その他に働いているのでありますが、その占める率は、失業対策事業が一番多いのであります。失業対策事業の目的は、正常な仕事に就くまでの一時的つなぎの仕事でありますが、この事業が失業者救済に大きな地位を占めていますので、その予算額は年を追つて増加され、本年度の県営分の予算額は五、四〇〇万円の巨額に達しております。現在失業対策事業の一日の使用人員は一、三九〇名、このうち県営の分七三〇名、市町営の分六六〇名となつていますが、将来の失業情勢によりこれを増加したいと考えております。

又既に職を離れて、従来の職業と違つた職業に転換するため、新たに手に職をつける人のために県下に二ケ所の公共職業補導所が設置されています。一つは和歌山市にある総合補導所で、建築、木工機械、洋裁の四種目、補導定員一四〇名、一つは海南市にある漆芸補導所で蒔絵塗装の二種目、補導定員四〇名で労働市場の要求する技能労働者を養成しています。

次にいろいろの事情から職を失い、或は職を離れた人々が、その職業に就かれるまでの間、生計を支えるため、大きな役割をつとめているところの失業保険の状況について申上げますと、現に保険金を貰つている人は、二、四〇〇名で、その支給額は月額一千万円の多きに上つています。一方保険料の収納は現在のところ支給額とほぼ同額となつていますが、保険料の完納がなければ、保険経済は成り立たなくなるので、被保険者の方も、事業主の方も、ともどもにこの点を充分認識していただき、御協力を願いたいものであります

更に又最近よく耳にするTWI運動のことであります。これは技術援助として工場事業場における監督者を訓練することでありまず。工場、事業場における生産の多少は、現場で働く労働者の良し悪しにあり、労働者の良し悪しは現場で身近に指導監督にあたる職長、組長などの監督的立場にある者の良し悪しに帰せられる場合が多い。近代産業の発達に伴つて、経営者の企業計画や、経営方針を直接労働者に接して、推進して行くのは監督者であります。従つて、これらの監督者の技能を職場内で一日二時間ずつ五日間、十時間で訓練せんとするもので、本県においては、これまで講習会を開くこと、八二回、受講監督者七九六名で、その実施普及と効果の発揮について絶大なものがあり、将来海外市場での競争に堪えるために産業合理化が強く要請せられ、特に労働力の有効適切な発揮と労働能率の場進による労働生産性の高昂は刻下焦眉の急を要する問題であります。今後とも産業界の一段の御協力を熱望するものであります。

以上、本県におきます雇用の状勢と施策の一端につき申上げたのでありますが、本県と致しましては、安定所をして全力をあげて求人開拓に当らしめ、又職場監督者の訓練その他積極的な産業奉仕により、作業の能率化を図り企業の伸張からくる雇用量の増加をねらい、職業補導の部面では、時の動きに即応して種目の転換を図り、有能な技術者を産業界に注入することにつとめ、失業対策事業では適格者に適正な就労を促して事業の経済的効果の向上に意を用い失業保険業務では、一人の不正受給者をもなからしめるとともに、保険料完納を指向し、その滞納一掃につとめ、保険経済の安定維持を図るなど、職業安定三法、安定所、補導所の全機能を発揮して更に以上の施策を強力に推進し、その実績を挙げるよう全力を傾倒致したいと存じます。

幸い県民各位の深い御理解と絶大な支援により、職業安定方策の施策が完全に実を結ぶことを希望するものであります。

最後に関係職員が、限られた人員と予算の範囲内で、現下最も困難な仕事に日夜を分たず、御努力されていることに対して、心から感謝の意を表する次第であります

標語募集！

職業安定法及び失業保険法が、戦後の極めて困難な雇用情勢に対処して、よくその機能を發揮し、職業安定機関の職業サービスと相まつて、労働者の生活安定と雇用の民主化を図つて来たのでありますが、両法制定四周年を記念して社会一般から左記により懸賞標語を募集することになりました。ふるつて力作を応募されることを期待しております。

標題　（イ）求人、求職者の安定所利用促進を強張したもの。

（ロ）技能労働者を養成する補導所の利用促進を強張したもの。

（ハ）失業保険業務の円滑なる運営を促進せしめるもの。

（ニ）その他、職業安定行政に関係あるもの。

（例）事業は人から、人は安定所から失業に泣かぬ備えだ

用紙　官製ハガキ

締切　十二月二十日

宛先　和歌山県職業安定課広報係

賞金
一等　一、〇〇〇円　一人
二等　五〇〇円　一人
三等　三〇〇円　一人
選外佳作　一〇〇円　二人

発表　県民の友一月一日号

注意　既に發表の作品は採用いたしません。応募原稿は一切返却いたしません。

12月10日 世界人権宣言記念日

世界人権宣言は、今から三年まえ、一九四八年（昭和二十三年）十二月十日にパリで開かれた国際連合総会において採択された。これは二十世紀が前半を終ろうとするに当つて、法律文化がその最後をかざるものとして成立させたものということができよう。遠く十八世紀の昔、アメリカのヴァージニア州憲法が人権宣典を設け、次いでフランスが人権宣言を發表して初めて人類に光明を与えたのであつたが、第二次大戦の終了と共にこの人権の確認と保障ということが世界的に認められ、国際連合によつて公式に宣言せられたのである。

世界人権宣言は、前文と三十条の条文からなり、一切の国家および国民の達成すべき基本的人権を大別すると、一半は自由権的人権に関するもので、第一条から第二十一条におよんでおり、他の一半は社会的経済的権利、即ち生存権的人権に関するもので、第二十二条から第二十七条にわたつている。他に全体についての三ケ条、第二十八条乃至第三十条である。

世界人権宣言の新しい考え方を基礎として、アメリカ諸州の権利章典やフランスの人権宣言に比べて、それを二十世紀のものたらしめたものと考えるべきであろう。それは単に止らず、ル・ライツを規定するに止らず、更に社会的経済的権利を規定していることであろう。私たちはこの人権宣言の成立を心から欲び、各条項を忠実に実行しなければならない義務を負うとともに、将来における發展を批判的に考察すべきであろう。次に人権宣言の全文を掲げる。

世界人権宣言

前文

この世界に自由と正義と平和とを確立するためには、人類社会のすべての構成員が生れながらにして尊厳なものであり、かつだれしもがひとしく、他人に譲りわたすべからざる権利をもつているということを承認しなければならない。人類の良心をふみにじつた蛮行は人権に対する無視および侮べつから起つたのであり、さればこそ人間が言論と信仰の自由を享有し恐怖および欠乏から解放された世界を到来させることが、人間だれしもの最高の熱望として宣言された。

専制と圧迫に対して、人間が最後の手段として反逆に訴えざるを得なくなることを防ぐためには、法の規律によつて人権を保護することが肝要である。

諸国民の間の友好関係の發達を促進することは、きわめて必要である。

国際連合に加入した諸国民は、基本的人権、人身の尊厳および価値ならびに男女の同権に対する確信を国際連合憲章によつて再確認し、さらに大きな自由の中で社会の進歩と生活水準の向上とを促進することを決意した。

国際連合の加盟国は、国際連合と密接な協力を保ちつゝ、人間の権利と基本的な自由とをあまねく尊重し、かつそれを遵守するために、あらゆる有効な措置を講ずることを誓約した。

これらの権利と自由とを、ともどもに理解することは、この誓約を完全に実現するための最もたいせつな条件である。

そこで、

国際連合総会は、こゝにこの世界人権宣言を布告する。この宣言は、すべての国の人民およびすべての国家が達成すべき共同の基準である。社会のすべての個人およびすべての機関は、常にこの宣言を念頭に置きつゝ指導と教育とによつてこれらの権利および自由に対する尊敬の念を向上させ、国内的にも国際的にもさまざまな漸進的措置を講じて、加盟国自身の国民の間にも、加盟国の管轄下にある地域の人々の間にも、これらの権利と自由とがあまねく有効に承認され、遵守されるように努力して行かなければならない。

第一条　すべての人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である。人間は理性と良心とを与えられており、互に同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第二條
1 人はすべて、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的または社会的出身、財産、門地その他の地位のいかんにかゝわらず、この宣言にかゝげられているすべての権利と自由とを享有する。
2 さらに、ある個人の属する国家または地域が、独立しているとか信託統治下にあるとか、非自治領であるとか、その他の主権の制限の下に置かれているとかいうような政治上、管轄上または国際上の地位の相違を理由として、その個人の取扱いになんらの差別をも設けてはならない。

第三條　人はすべて、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する。

第四條　何人も、奴隷にされたり、苦役に服せしめられたりすることはない。奴隷制度および奴隷売買は、いかなる形においても禁止される。

第五條　何人もごう問または残虐な、非人道的な、もしくは屈じよく的な待遇あるいは刑罰を受けることはない。

第六條　人はすべていたるところで、法の前に人格者として認められる権利を有する。

第七條　すべての人間は、法の前に平等であつて、全く無差別に法の平等の保護を受ける資格を有する。すべての人間は、この宣言に違反するあらゆる差別および、そのような差別を設けようとする傾向に対して、ひとしく保護を受ける権利を有する。

第八條　人はすべて、憲法または法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対して、正規の国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九條　何人もほしいまゝに逮捕、拘禁または国外追放を受けることはない。

第十條　人はすべて、自己の権利および義務、ならびに自己に対する刑事上の訴追が決定される場合に、独立で公平な裁判所による公正で公開の審理を受ける完全に平等の権利を有する。

第十一条
1 人はすべて、刑事上の訴追を受けた場合、自己の弁護に必要なあらゆる保障を与えられた公開の裁判において、法律上有罪であると確定するまでの間は、無罪であると推定される権利を有する。
2 何人といえども、それを行つたときには、国内法上も国際法上犯罪を構成しなかつた行為のゆえに、有罪と判決されることはない。また犯罪行為をなしたときに、それに対して適用さるべきであつた刑罰よりも、重い刑に処せられることはない。

第十二条　何人といえども、私生活や家族や家庭や通信に対してほしいまゝな干渉を受けたり、自己の名誉や信用を損傷されたりすることはない。人はすべて、そのような干渉や毀損に対して、法の保護を受ける権利を有する

第十三条
1 人はすべて、国内において自由に移転し、住居を選択する権利を有する。
2 人はすべて、自国を含むいずれの国からも立去る権利、自国に帰る権利を有する。

第十四条
1 人はすべて、迫害からの避難所を外国に求め、その保護を享有することができる。
2 この権利は、政治的意味を含まない犯罪、または、国際連合の目的や原理に反する行為だけのゆえに行われる訴追の場合には採用されない。

第十五条
1 人はすべて、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいまゝに国籍をうばわれたり、国籍を変更する権利を否認させたりすることはない

第十六条
1 成年に達した男女は、人種、国籍、または宗教のいかんにかゝわらず、婚いんする権利、および家庭をもつ権利を有する。男女は婚いんするにあたつても婚いんの継続中も、また婚いんを解消する場合にも平等の権利をもつ。
2 婚いんは、婚いんをとり結ぼうとしている当事者たちの、自由で完全な合意のみにもとずいて成立する。
3 家庭は、自然な、そして基本的な社会構成の単位であつて、社会および国家によつて保護せられる権利をもつ。

第十七條
1 人はすべて、単独で、あるいは人と共同して、財産を所有する権利を有する。
2 何人も、ほしいまゝにその財産をうばわれることはない。

第十八條　人はすべて、思想、良心、および宗教の自由を享有する権利をもつ。この権利は、自己の宗教や信仰を布教、行事礼拝および儀式を通じて表明する自由を含む。

第十九條　人はすべて、意見および發表の自由を享有する権利をもつ。この権利は、自己の意見について干渉を受けないという自由、および、あらゆる手段により、かつ、国境によつて妨げられることなく、情報や意見の交換を求めたり、入手したり伝えたりする自由を含む。

第二十條
1 人はすべて、平和的集合および結社の自由を享有する権利をもつ。
2 何人も、一定の結社に属することを強制されない。

第二十一條
1 人はすべて、直接に、もしくは自由に選ばれた代表者を通じて自国の政治に参与する権利を有する。
2 人民の意志は、政治私力の基礎である。人民の意志は、定期のそうした純正の選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、普通の選挙権によりひみつ投票をもつて、もしくはそれと同等の自由な投票手続をもつて行われなければならない

第二十二條　人はすべて、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有する。人はすべて、国家の努力および国際間の協力によりかつ各国の組織および国資源に応じて、人間としての尊厳を維持するために必要であり自己の人格を自由に發展させるために欠くことのできない、経済的、社会的および文化的の権利を実現する資格を有する。

第二十三條
1 人はすべて、勤労に従事し、自由に職業を選び、公正で有利な勤労の条件を与えられ、失業に対して保護を受ける権利を有する。
2 人はすべて、全く無差別に、同等の勤労に対して同等の報酬を受ける権利を有する。
3 勤労に従事するすべての人は自己と自己の家族とが人間の尊厳に値する生活を営むに足るだけの、公正で有利な報酬を受ける権利を有する。この権利の保障は必要に応じて、それ以外の社会的保護手段によつて補足されなければならない。
4 人はすべて、自己の利益を保護するために、労働組合を組織し、かつこれに加入する権利を有する。

第二十四條　人はすべて、休憩と余暇とをもつ権利を有する。それには、労働時間の合理的な制限と、有給の定期休暇とが含まれる。

第二十五條
1 人はすべて、自己および自己の家族の健康と福祉とを保つに十分な生活水準を維持する権利を有する。その中には、衣食住医療および必要な社会厚生施設が含まれる。人はすべて、失業、疾病、不具、配遇者の死亡、老令、その他不可抗力によつて生活の道を失つた場合に、保障を受ける権利を有する。
2 母と子とは、特別の保護と援助とを受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるとないとを問わず、同等の社会的保護を受ける。

第二十六條
1 人はすべて、教育を受ける権利を有する。教育はすくなくとも初等の基礎的な段階においては、無料でなければならない。初等教育は義務教育であることを要する。技術教育、職業教育はだれもがひろく受けることができ、高等教育を受ける機会もまた、成績に応じてすべての人の前に均等に開かれているようにしなければならない。
2 教育は、人格の完全な發達と、人権および基本的自由に対する尊敬心の強化とを目標にしなければならない。教育は、すべての国々およびすべての人種的または宗教的集団相互の間の、理解と寛容と友好関係とを高め、平和の確保のための国際連合の活動を促進することに役立たせなければならない。
3 両親は、子供に与えられるべき教育の種類を選択する、優先的な権利を有する。

第二十七條
1 人はすべて、社会の文化生活に自由に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩とそのもたらす福利とにあずかる権利を有する。
2 人はすべて、自己の創作した科学的、文学的または芸術的作品から生じる無形および有形の利益の保護を受ける権利を有する

第二十八條　人はすべて、この宣言にかゝげられている権利と自由とが完全に実現されうるような、社会秩序および国際秩序を享有する権利を有する。

第二十九條
1 人間は、社会においてのみ人格を自由に、そうして十分に發達させてゆくことができる。したがつて、人はすべて、その属する社会に対して義務を負う。
2 人はすべて、自己の権利および自由を行使するにあたつて、法の規定している制限にのみ従う。これらの制限は、他人の権利と自由とを正しく承認し、尊重することを保障し、かつ民主主義社会における道徳と公の秩序と一般の福祉とが、正当に要求するところにかなうということだけを目的として設けられる
3 これらの権利と自由とは、いかなる場合にも、国際連合の目的と原理とに反するようなしかたで行使されてはならない。

第三十條　この宣言のどの規定にも、こゝにかゝげられている権利および自由を破壊することを目的とする活動または行為をなす権利を、なんらかの個人に対して認めるものであるというふうに解釈されてはならない。

狩猟免許者に福音
一人千八百円の奨励金

狩猟者の負担が重いため狩猟免許者が年々減少し、このため有害鳥獣、特に猪兎等が著しく繁殖して農林作物に大害を及ぼしていますが、これらの有害鳥獣の駆除を大巾に行うため、県では狩猟免許者に対し、一人当一、八〇〇円の奨励金を出すことになりました。

本年度当初予算に有害鳥獣駆除奨励金として二五二万円を計上していますが、更に今回追加予算三四〇万円を計上、計五九二万円を狩猟免許者に対して有害鳥獣駆除奨励金として一人当り一、八〇〇円を交付するから狩猟免許者の負担は一、九〇〇円となり、他に猪捕獲奨励金五二万円支出します。

猟銃の所持者は進んで地方事務所に免許申請を提出して免状の交付を受け有害鳥獣駆除に当って下さい（林政課）

全農家こぞって建物共済組合へ！

今県では、農業災害補償法に基き農家建物の第二期全戸加入促進運動を行っています。

今年も又火災の時期が訪れました。それでなくとも、本県はいつの年でも天災をまぬがれない不遇の県であります。農家の皆様はこれらの不時の災害から田畑や作物も護らなければなりませんが、何をさておいても農業経営の基本要素である農家建物等を護ることも忘れてはなりません。

昨年来、県と県農業共済組合連合会が共催で火災、風水害を対照として、建物共済全戸加入促進運動が実施しておりますが、現在までの加入成績は四〇％という悲観的な状態であります。

この運動は、来年一月三十一日まで行われますが、加入農家戸数五四、二五三戸、引受共済金額二、四六六、六二万円を目標としています。

この期間中、各地で協議会や映画会を開き趣旨徹底に努めますが農家の皆さんの一層の努力を期待します。

又、成績良好な団体や全戸加入に努力をした人を農林大臣や知事から表彰します。

歳末貯蓄運動実施
主婦の貯蓄実話募集

十二月一日から、三十一日までの一ケ月間、歳末貯蓄運動が行われます。

この運動は、供米代金の源泉貯蓄、歳末浮動資金の吸収徹底を重点として展開されます。又この期間中、主婦の「貯蓄実話」を募集したり貯蓄功労者を表彰したりその他いろいろの行事が行われ歳末の貯蓄熱を高めようとしています。

講和条約調印後、わが国経済の安定と発展を期する上に、国民貯蓄の重要性はますます増大し、特に年末を控え、供米代金を中心とする巨額の政府資金放出が見込まれる折から、これの貯蓄化は極めて緊要であります。又供米代金の吸収は、年末の通貨膨脹の抑制に重大な関係があるのみならず、農村経済の合理化と振興の裏付として不可欠であります。

又年末年始は都市農村を通じて個人法人を問わず、数多い虚礼に巨額の金がつかわれますが、これを廃止して国民生活の安定と充実を期して勤倹貯蓄に努めることにより、才歳の浮動資金の吸収をはからなければなりません。

貯蓄実話募集要領

国民貯蓄の増加は今日重要な課題であります。この時に当り、われわれの家庭はどうあるべきかまずお互の生活の検討こそこの難関を乗り切るためのポイントであります。そこで県は歳末貯蓄運動の一環として今度家庭の主婦が身をもつて体験した貯蓄の実話を募集することになりました。

主婦の皆様は次の要領で是非ふるつて応募下さるようお願いします。

▲応募資格は和歌山県内に居住する家庭の主婦。

▲応募者は原稿の末尾余白に住所氏名、年令及び職業を明記すること。

▲締切期日は昭和二十六年十二月二十日。

▲送付先は、和歌山市小析原通り一丁目、和歌山県庁地方課内和歌山県貯蓄推進委員会貯蓄実話募集係。

入選発表は来年の一月中旬の予定ですが、入選の方には一等三千円（一人）二等二千円（二人）三等千円（三人）をそれぞれさし上げます。

資金化の見透つく
漁業権証券

漁業生産力の向上と漁村の民主化をはかるためには漁業経営の切替問題が必然的に生じて来ます。このためには資金がいるわけで当然証券を現金化する必要があります。水産庁においては早くからこの問題をとりあげ資金化のため財政資金の導入をはかるより大蔵省はじめ関係方面と折衝を重ねてきましたが最近に到り全証券の年額に相当する八五億円の資金化の見とおしを得るに至りましたこの内訳を申しますと（一）国債整理基金特別会計による買上償還五十五億円（二）農村漁業特別会計による融資（長期融資）七億円（三）金融機関による証券の買収又は証券の担保融資二三億円となつております。

資金化の目的とする処は漁業権の切替に伴い新規免許と直接関連して必要な資金と制度改革の効果を維持発展せしめるため必要な資金を賄うのが主目的でありますから先ず第一に漁業生産の協同化、次に共同施設の充実となります。これ等以外の用途に使う場合は原則として資金化されません。

漁業生産の協同化と申しますと例えば組合地先に地曳網が多数濫立しては共だおれとなる危険がありますので経営の合理化と漁業の調整をはかるため組合で統合経営するとか、或は折角地先に定置漁業の好漁場があるのに従来は資金その他種々の事情により他人に賃貸していたのを、この機会に組合の経営に移すとか、その他漁船、養殖施設等でありまして漁場生産力の向上のため必要な資金は第一順位として資金化されます。

次に共同施設の充実でありますがこれは漁獲の増産は現状では極めて至難でありますからどうしても水揚した魚を有利に販売するように方策を講ずる必要があります協同組合の重要な使命である流通部門の協同化であります。例えば従来漁業者は加工設備を有していないため豊漁の場合は値段をたゝかれます。大漁貧乏という言葉がある位です。そこで組合に共同加工場を設けて漁業者を援助します或は一刻を争う市場へ魚を出すため運搬船を持つとかその他充電設備倉庫等でありまして漁獲物を有利に販売して漁業者の収入の増加をはかり漁民生活の安定を期する資金が第二順位として資金化されます。

前記のとおり資金化の枠が決定しましたので近く各府県に対する資金化の枠の割当が行われることになつています。県はこの枠の範囲内で各組合より申請してきた計画書の内容を充分検討しなお知事の諮問機関として近く設置される資金化協議会の審議を経て緊急なものから逐次資金化することになつております。幸い本県に対する補償金額の約九七％は漁業会が受領します。そして漁業会より漁業協同組合へ譲渡されますがこの際各組合においては漁民の共有財産であるこの証券の使途について充分検討を加え、いやしくも役員のみで決定することなく広く組合員の総意を結集されるよう切に要望されています。

又将来の免許料、許可料の支払に当てるというような消極的な考えを一掃して積極的に証券の資金化を検討して頂きますようお願いします。（漁政課）

引揚援護
愛の運動に協力を

今日から一週間全国一齊に「引揚援護愛の運動」が展開されることになりました。

引揚援護愛の運動は、引揚という曾つて私達が経験したことのない異常な事態に当面して自ずと湧き起つた同胞相扶の気運が結晶して展開された国民運動であります早期帰還が予測された当初においては、引揚者の受入や世話に重点がおかれたのでありますが引揚の現段階にかんがみ本年は「留守家族に愛の手を」をモットーとして留守家族に対する慰しや激励に重点をおくことになつています。

留守家族の気持は、講話とともにむしろ土端場に追いつめられたような悲痛の極点にあります。従つてこの運動の展開に当つては、従来この種の運動がとかく流れ易い形式的な、お祭騒ぎに終るような行事は一切排除し、傷心の留守家族に国民あげての同情と身近かな支援の手が伸ばされ、その実践奉仕によつて留守家族に「待つ力」を与えようとするものであります。

留守家族は概ね一家の支柱を欠くために当面の生活も窮迫し、精神面においても今や崩れやすい事情にあります。今未復員者給与法や特別未帰還者給与法などによつて、でき得る限り援助の措置をすすめていますが、留守家族のこのような物心両面にわたる支えの力は、究極において近隣相扶の同胞愛によつて初めて充たされるものであります。

今年は無料巡回診療、学童慰問、身上相談、抑留現地との消息交換促進、一握救出運動等、留守家族の生活の実態と地方における特性を十分に活かした、細いかゆいところに手を届くような地道な運動効果をねらつています。

願わくば、この運動が国民の大きな支持によつて強められ、その力が未帰還者及び留守家族の生きぬく力の源泉となり、又国民のこの切なる願いが抑留国のかたくなゝ態度のほぐれの契縁となればしあわせであります。

これからの農村副業 ⑥
農村副業品の輸出動向

農村不況打開の一策として、最近農村副業が盛んにとり上げられ各農村に於ても真剣に農村副業の振興が図られていることは極めて喜ばしいことであるが、これ等農村副業品の最近の輸出動向はどうなつているであろうか、一概に農村副業品と言つても、その製品は非常に多種多様であるから、そのうちの主なものについて若干海外の好みと輸出動向を紹介しよう。

椎茸

椎茸は戦前戦後を通じて相当数生産され、昭和二十五年度における全国生産量は三八万貫であつてそのうち輸出量は二三万貫である主な仕向先は香港、シンガポール米国、カナダ、印度ネシヤ、比島等である。価格は現在端境期のため二ケ月前に較べ約三割方上昇しており、一〇〇匁が最低三〇〇円から最高七〇〇円見当で取引されている。

輸出ものゝ規格は主としてドンコもので、選別は輸出検査の関係上輸出業者が行つている。今後海外の需要は相当ある見込みであり価格さえ引合えば、例え少量でも出荷を希望している。

薄荷

戦前は日本ものゝみであつたが戦時中より中国及びブラジルにおいて安価に生産されているので、この方面との競争が激しくなつているが、最近世界的の需要が良好であるため日本薄荷に対する需要も多くなつている。昭和二十五年度の輸出量は十四万斤であり、世界各国に輸出されている現況である

現在薄荷は全国的に品不足で、今後海外需要も増加する見込みであるので、日本全国の生産量も現在の三倍程度まで増加すれば大きな勢力として海外市場を拡張し得るであろう。然し価格は現在程度（一斤九弗）以上は期待出来ず生産者は生産費を努めて低減させ、販分の増加に努力することが大切である。

除虫菊

除虫菊はアフリカのケニヤ地方に良質安価なものが生産され、競争上輸出困難である。本年は貫当り一、〇〇〇円で米国より引合せがあつたが値が安いので輸出量は少い、然し特にアルゼンチンより一、五〇〇円で注文があり取引されたが、これは異例で常にこの値段を期待することは無理である。

竹製品

現在農村副業品中海外より最も需要が多く今後の見通しも明るいものは竹製品であつて、竹簾、玩具、釣竿、籠等が喜ばれている。

竹製品も値段や形の点で種々制約を受けるが、一般に値が安くて加工が簡單であり、竹の特質を充分活かしたものが最もよく、余り高級品は返つて注文が少い。輸出品は特に形や色彩について創意工夫をこらし、海外の好みに合つたものとすることが肝要で、今後益々研究する必要がある。特に色彩は多色のものより簡單で美しいものや、自然色のものが喜ばれている。

アケビ細工

これも現在海外より引合はあるが、全国的にアケビの原料が少く製品の数量も大量にまとまらないので、輸出は困難である。種類はバスケット、盆等が最も多く、これも形や色彩について今後研究を要する点が多い。然し大量にまとまれば今後の見とうしは明るい。

その他

その他輸出されている主なものに、糸瓜、麦稈眞田、花莚、百合根、チュウリップ、消花等がある以上簡單にその動向をお伝えしたのであるが、今後益々農村副業品の海外進出を図ることは極めて重要なことであつて、これがためには先ず生産費を安くし、海外の好みに応じたものとするよう研究を重ねて行かねばならない。なお農村副業の細部については直接県に御照会下さい。（農業改良課）

高速自動車の走れる道路

現在の自動車はどれくらいの速度で走れるか、それに対し、現在の道路ではどれくらいの速さで走れるかという考察は、いろいろの点から興味深い問題であります。

一九五一年型の車がすでに道路を走つています。残念ながら日本ではこれらの最高能力を出す姿を見ることは出来ませんが、平たんな道路で一四五粁／時という数字が出ています。

これに対し、現在の道路は六〇粁／時が最高速度であります。

それでは高速自動車道路を作るにはどんな風にしたらよいかといえば、それには自動車だけが走れるようにすること、鉄道の踏切や道路の交叉点を一切なくすること沿線から此の道路を完全に切りはなすこと等の条件が満されなければなりません。

この様な道路を作るには一粁当二―三億円の費用がかゝりこのように普通の道路に比べて多額の費用を要するので、その財源には特別の措置を講ずる必要があります。

米国では、当初建設費は、銀行から借入れ、償還や運営を通行料から求めたり、普通の目的税（車輛税、燃料税等）をあてたりしています。

日本にもこれの可能性があると断言したい。そして自動車が道路をフルスピードで走る私達の夢を実現させたいものであります。（建設月報）

今月の天気

天気 十二月上旬、大陸の高気圧はあまり発達せず移動性高気圧は本邦南部および南海上を通り易いでしよう。低気圧は日本海にはいり北海道方面を進むものが多い見込です。

また別にアムール河流域に低圧部が現われる傾向があります。天気は西日本では例年並かやゝ悪い見込です。

十二月中旬、大陸の高気圧は平年並かやゝ強く西日本に張り出しまた沿海州方面に一時高圧部が現われる見込です。低気圧は一個ぐらい千島南方海上で発達しましよう。天気は平年並で晴れが多い見込です。

気温 十二月上旬、平均ではいくぶん高目の傾向がありますが、一時低目となりましよう。

十二月中旬、変動がやゝ大きく平均では並ぐらいの見込です。

降水量 十二月上旬、平年並の見込です。

十二月中旬、概して少いでしよう。

（以上は、十一月二十一日和歌山測候所発表による）

和歌山県の時間
金曜朝七時
十五分から

ＢＫでは、十二月の毎金曜日午前七時十五分から十五分間県民にむけて放送する「和歌山県の時間」に次の題目を予定しています

△七日（金）
人権擁護について
人権擁護委員外伊都郡天野村にて

△十四日（金）
あの町この村
那賀郡丸栖村 村長、公民館長

△二十一日（金）
未定

△二十八日（金）
今年の県下の出来事を語る座談会
朝日新聞、毎日新聞、共同通信各支局長及び和歌山新聞編集長

（以上は和歌山放送局提供）

新らしい時代の看護婦

―女性と看護―

白衣の天使と云われ、愛の奉仕者と云われる看護婦の仕事は、女性にあたえられた職業の中、最も適当なものと云えましよう。

昔から一に看護二に薬と云われる程、看護の仕事は病気の治療にかくべからざるものであります

米国では高等学校を卒業する時に一応看護の教育も修得していると聞いております。

看護の知識をもつている事は職業として選ばれるだけでなく、家庭にあつても、病気の早期発見に救急処置に、どれだけ役に立つかわかりません。

願わくば将来家庭の主婦となる女性に看護の仕事が充分出来るように教育される事を望んでやみません。

それと共に高い教養と深い技術を身につけた看護婦が数多く養成されて完全な看護がどこの病院でもなされる事を願つてやみません

更に一般の人たちが看護婦に対する正しい認識をされて良い看護婦をつくるために協力して下さるように願う次第であります。

保健婦、助産婦、看護婦法第五条に「看護婦とは傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう」、又第三十一条に「看護婦でなければ第五条に規定する業をしてはならない。但し医師法、歯科医師法の規定に基いてなす場合にはこの限りでない」。又第三十七条には「看護婦は主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療器械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他衛生上危害を生ずる虞ある行為をしてはならない」とある。この条文に含まれている意味は、医業と看護業務を混同してはならないという事であり、つまり看護業務が法的にはつきりと確立されたのである。

世の中の人々は、静脈注射を上手にしたり、おできなどをちよつとメスで切つたり、頭が痛いとかお腹が痛いとか云うとすぐにお薬を呉れると「あの看護婦さんはお医者さん位何でもよくできる、大した看護婦さんだ」と云う。医師の代用品の様な仕事をする看護婦がよい看護婦であると思つている。これは大変な間違いで前記の通り法律にも違反するのである。

先般福井県の国立鯖江病院で患者にブドー糖の静脈注射をするようにと医師の指示を受け看護婦がやつた処が患者が死亡した。その原因を調べたら薬品を間違つて使用したためであつたので結局、直接患者に注射をした看護婦が起訴されたが、これについて、看護婦側では静脈注射は保助看法第三十七条による衛生上危害を生ずる虞ある行為として看護婦のする仕事ではない、それをさせた医師が悪いのであると抗議を申立ているこの問題を業務上から批判すると病室における薬品保管は看護婦の責任であるから薬品を間違えて使用したことは、看護婦の責任であり、静脈注射は医師の行う業務であるからこれを看護婦にさせた事は医師が責任をとらねばならぬと云えよう。こう云つた点から考えさせられることは、医師が医師たる自己の業務を確実に行い、又看護婦も自己の業務を護り、責任を以て遂行してゆけば、この様な失敗は自然に無くなり、従つて病人達はもつともつと幸福になり同時に病院の運営も能率化されるのではないだろうか。つまり医師が診療器械を用いる治療処置を看護婦にまかせず医師が自分でやれば、看護婦の手がそれだけ余つてくる訳で、その余つてきた看護婦の手が看護婦本来の仕事である患者の療養上の世話―つまり洗髪、洗顔、全身清拭、ベッドの整頓など―は勿論、精神的な慰安を与える処にまで延び、心身共に傷ついている患者がどれ程楽しく快よく毎日の療養生活を過すことができ、それが病気のかい復を早めることになる。更に看護婦の手が患者の家族の衛生教育にまで延び、疾病の予防思想の普及にまで及ぶようになつたその時こそ看護婦の業務も理想の域に達したと云うことができよう。繰り返えして云うが **看護婦が自己の業務を護り、本来の看護業務に専念できる日** が一日でも早く来るよう看護婦諸姉の自覚を願う次第である。

二六〇名の不足

＝看護業務の危機＝

結核予防、伝染病予防、その他一般疾病治療のために、病床の増設が盛に計画されているがこの病床が完成して、患者さんが続々と入院してきても、その看護に当る看護婦が足りなくてどうもこうもならない時が来そうである。即ち昭和二十六年度の増床計画が一、〇七六床でこの外来及び病棟勤務に必要な看護婦数が七三三名であるのに実際は四六三名しかおらず結局二六〇名の不足である。これが昭和二十八年になると八一一名の必要数に対し実働看護婦数四〇六名、結局四〇六名が不足になる訳でこれを医療法に決められた必要数は外来患者三〇名に対し一名、入院患者四名に対し一名の規定からみると、外来患者六〇名に一人、入院患者八名に対し一人という割合になり今でもテンテコ舞をして充分な仕事ができずに悩んでいる看ご婦を更に悩ますことになり同時に県民の方々に充分な奉仕をすることができない事が更に悩みの種となる訳で、看護婦養成所の増設と看護婦生徒定員の増加に努力をすると共に、程度の高くなつた看護婦学校に入学する希望者が、高等学校の卒業生から続出してくれることに大きな期待を持つものである

こうして、県下の看護婦が、数の上にも、質の上にも増加され完全な看護を県民に捧げられることを希つてやまない。

（医務課看護係）

看護婦

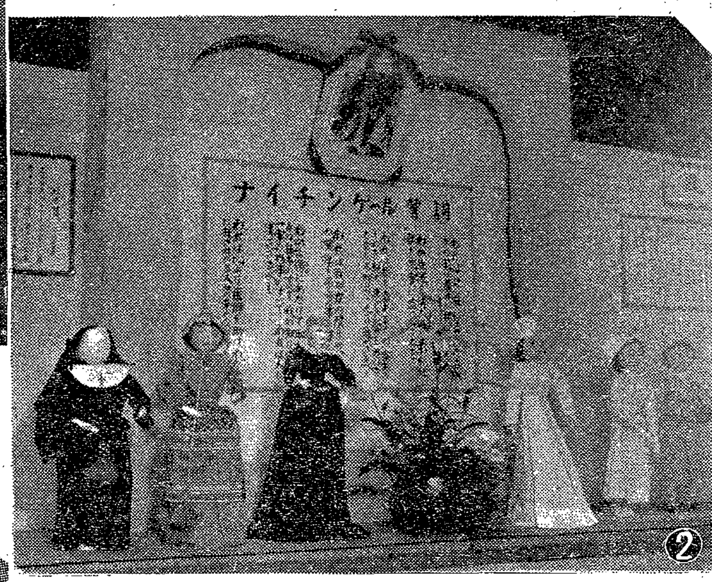

②看護の歴史を表わす風俗人形　人形、左端は尼僧時代で布教目的の十六世紀の看護、次は十七世紀頃看護を女中のように扱つた暗黒時代、三番は十九世紀におとずれたれい明時代でナイチンゲールが現われた四番目は大正四年に生れた日赤看護婦、五番は現在の看護婦で、看護婦は高校卒業後三年の教育をうけるようになる。最後は保健婦で看護の仕事は公衆衛生面に延び、彼女等は広く社会に働くようになつた。

①戴帽式、看護婦生徒の手に持つているのはローソクで、ナイチンゲールがクリミヤ戦争の深夜一本の手燭によせた博愛の精神による。

④表彰された看護婦

⑤看護婦生徒の病床実習　六ケ月の予科期間が過ぎ戴帽式が済むと実習は教室から病室に移る

⑥看護實演

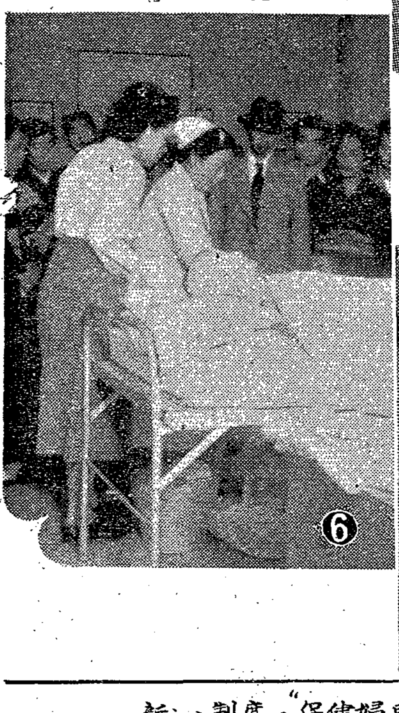

③ベッドの作り方の実習

新しい制度の"保健婦助産婦看護婦"資格取得方法

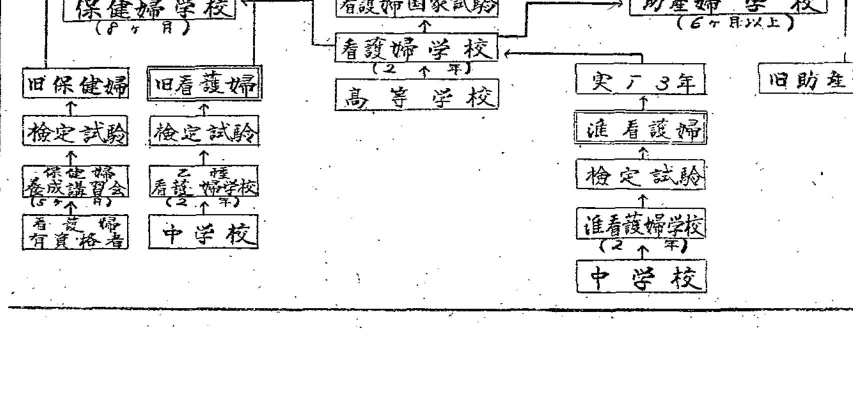

ナイチンゲール章は

どなたの胸に輝やくか

クリミヤ戦争で無名の一少女ナイチンゲールが、人道愛の精神を發揮して、敵も味方も共に感動した物語りは、私達の胸に、久遠の暖かさを覚えさせてくれる。

世界の全看護婦、いな全女性の最高の栄誉であるナイチンゲール章は、ナイチンゲールの功績を永久に記念するため、赤十字国際会議で創設されたもので、全世界の女性から赤十字事業に、特別の功労のあつた人を表彰するためである。

ナイチンゲール章の表面は、燭を手にしたナイチンゲール女史の像と、「フロレンス、ナイチンゲール記念」の文字があり、裏面に受章者の看護婦の氏名が記せられその周囲にラテン語で「博愛の功績を顕揚し、これを永遠に世界に伝える」と書いてある。

これに小型の略綬と羊皮製の賞状とナイチンゲール女史の両像とが添えて授与せられる。

この光栄をになつた婦人は、今までに世界を通じて三百九人で、日本では二十五人となり、世界各国の中で一番多いこととなつている。

和歌山赤十字病院の看護婦監督をしている国部ヤス女史は、本県最初の受章者で、本年九月二十六日に東京で、皇后陛下から親しくこのナイチンゲール章を、胸につけて頂いた事は、皆さんの既に御存知のところである。

この女性最高の栄誉を荷う、第二の国部さん、第三の受賞者が、わが県下の看護婦さんの中から続出することを希うものである。

（医務課）